



『本学指南』の歴史的性格—明代行政文書ハンドブック—

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-05-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 俊郎 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00004590">https://doi.org/10.24729/00004590</a>

## 『本学指南』の歴史的性格

— 明代行政文書ハンドブック —

櫻井俊郎

## はじめに

明末清初という時期を、如何なる性格を有するものとして捉えるか、様々な視点からする研究が、最近統々と世に問われている。統一された見解をそこに求めるのは甚だ困難であるが、ただこの時期が、何らかの意味において中国史上の一画期を成すということ自体に異論を挿む見解は、寡聞にして知らない。

論者自身、先に発表した小文<sup>1)</sup>において、明末隆慶朝（一五六七）七二〇の内閣政治に見られる過渡的性格を通して、明末清初という時期が帯びている性格の一端を紹介した。当該時期の巨大な変化の潮流は、権力・社会・経済・思想等々、様々な次元において色々な形をとって現象していた。政治の世界の、首輔（首席内閣大学士）

の在り方の変化も、正にその一つだったと言える。当時の制度的変化は、なにも劇的な変化だけに止まるものではない。従来の官僚制度の枠組みの中において、徐々に進行する変化も、同時に生じていたのである。例えば、総督・巡撫の設置とその権限拡大など、都察院系統の官に見られる組織・職掌上の大きな変化は、その一つである。総督・巡撫は、京官すなわち中央官僚としての身分を保持したまま地方に常駐化し、行政上の権限を帯びて事実上の地方大官と化していく。他方で、中央の内閣、就中首輔の権力が強力になり、総督・巡撫らと直接的な連絡関係を結んでゆく。両者の間には私信の利用すら確認されるのである。こうした傾向は、単なる組織改革にとどまるものではなく、原理的には一顧問官に過ぎぬ存在であるべき首輔が、実質的に百官の長となったという点で、画期的な出来

事であったと考えられる。かくして新たな官僚相互間の関係は、既存の機構と折り合いをつけながらも、明初以来『皇明祖訓』等を通して唱道されてきた皇帝専制の理念に、微妙な影を落としていたと言える。

ところで、政治の中心に位置する政策決定のレベルから一段降りて、その外縁部、すなわち政務執行のレベルに一瞥を加えれば、正官や佐貳雑職等の官僚や幕友、胥吏らに担われた日常的な文書行政が、十年一日の如くに執り行われていたかのようである。しかしそれらとて、より詳細に見れば、実際には様々な変化が生じていたに違いない。例えば、総督・巡撫の例に即して言えば、それらが設置され、職掌範囲が拡大してゆけば、必然的に「督撫」対「皇帝、或いは関連衙門」といった新たな文書のやり取りが発生し、次第にその取り扱うべき文書事務の範囲も拡大してゆくことになる。これを史料よりする立場から言えば、公文書のやり取りの様態を見ることによって、ある時点における、該衙門・官員の職掌の如何を知ることができるといふことになる。皇帝と官僚の間、また官僚相互間を結ぶ、公文書制度の運用実態、特に明末のそれを観察・分析せんとすることに、些かなりとも意義が有ると考える所以である。

本論においては、具体的には『本学指南』の内容分析を通じ、明代行政文書の運用実態の一端を窺うことを目的とする。はじめに明

代の行政文書の種別、使用例等について概観した後、『本学指南』の構成と内容の分析を試み、それを通して些かの私見を述べてみることにしたい。

## 一 明代行政文書簡介

本節では手始めに、明代の公文書のシステムを一瞥することにした。い。

明代初期の制度を概観するには、『洪武礼制』<sup>②</sup>等を参照するのが適切かと思われるが、少なくとも上奏文の制度に限って言えば、その後かなり重要な変化を経ることを既に確認している。<sup>③</sup>本論次節引用の羅氏序文にも見えるように、本論で材料とする『本学指南』が万暦年間の手鈔本である都合上、ここではさし当たり、同時期でもあり諸制度もほぼ固まっている万暦重刊の会典を参照するのが適当であろう。以下、煩を避け、いちいち典拠とする箇所は示さないが、概ね『万暦会典』によって記述を進める。

公文書は、大別して皇帝にのぼす上奏文と、官庁間でやりとりされる一般公文書<sup>④</sup>からなる。まず上奏文であるが、政務上重要なものには奏本と題本の二種があった。このうち奏本は古くから用いられ、明代前半にも最も普通に使用された上奏文で、明制は直接には元制を継承している。また、題本は緊急・重要案件専用として、皇帝本

人へ速やかに届くことを特徴とする、明代に始まった上奏文である。恐らくは洪武末年頃に始められたものと考えられるが、その特徴があだとなり、使用規定を越えて官僚らに多用され、弘治朝頃までに次第に使用範囲が拡大・変質していった。

主として皇太子監国の際に使用された啓本は、皇帝本人に宛てたものではないので、厳密には上奏文とは言い難い。しかし、その使用範囲・方法は題・奏本と殆ど選ぶところがなく、ただ書式が若干異なるだけであるので、基本的には上奏文に準ずるものと考えて差し支えなからう。但し、常時使用されたものではなかった。ほかに王府に上された啓本もあったが、発出者は自称を「臣」としないうど、こちらは上奏文とかなり異なるように見受けられる。

御覽掲帖も、ある意味で上奏文と言うことができる。「掲帖」とは、論者は覚書の如きものまでも含めた、正本に添付する略式の公文書だったという印象を持っているが、これについては今まで問題にされたことが殆ど無い。後ほど、論中で言及することにしなう。他に、表・箋・講章・書状・文冊・制対なども、皇帝に上呈されたということ、分類上、上奏文に含める向きもある。

次に一般公文書についてごく簡単に見てみると、宛先の衙門のランクに従って上行文、平行文、下行文の三種に大別することができ。上行文とは、發文衙門に比べ、より上級の衙門・官員に宛てて

行文されるものを指し、咨文、呈文、呈状、申状、牒呈があった。

平行文とは同級衙門・官員に宛てて出されるもので、平咨、平関、平牒と呼ばれるものがある。下級衙門・官員宛ての下行文としては、照会、札付、下帖、故牒などが挙げられる。これらは何れも『洪武礼制』にも記されており、国初洪武年間に既に定められていたものと考えられる。こうした一般公文書については、発出衙門と受領衙門の如何によって、使用すべき文書種別がそれぞれ決まっていた。上級衙門へ上すのは上行文ならば何でも良い、下級衙門に出すならどの下行文でも使える、という訳ではなかったのである。二〜三例示すると、上行文に関しては、六部衙門から五軍都督府へは「咨」、布政使司から六部へは「呈」、布政使司から五軍都督府へは「呈状」を用いるという規定になっていた。また、下行文では、五軍都督府から六部へ、及び六部から布政使司へは何れも「照会」、五軍都督府から布政使司へは「札付」、といった具合である。その対応関係をここに全て列挙することにはさしたる意味があるとは思えないので、例示は以上で止めておきたい。

次に、各官衙において、どのような人員構成により公文書関連事務が執行されていたかである。正官自身が公文書の全体責任を負うことは言うまでもないが、その草案作成、照刷（検討・チェック）、清書、出納事務などの諸過程には、佐貳雑職を初め幕友、書吏など

が関わっていたと考えられる。中でも幕友は、書吏が公文書の繕写・収貯を扱う専門職員と化し、外部のチェックが及び難く、時に不正を働く存在ともなっていたため、正官の側に立って彼らを牽制する重要な機能を担っていたとされる<sup>14)</sup>。また、出納事務と照刷に関しては、照磨所や司務庁、経歴司などが各官衙の属下に設置されており、それぞれ照磨所に照磨、司務庁に司務が、また経歴司には経歴・知事らが配属されて事務に当たっていた。

以上の如き公文書制度により衙門間の命令・情報伝達がなされ、明代の行政運営は成り立っていたのである。これらをふまえ、次節以下、『本学指南』の内容・構成の分析に着手する事にしたい。

## 二 「本学指南」解題

『本学指南』は中華民国二五年（一九三六）陰曆一月、上海の蟬隱廬より石印に付された明代の公文書作成手引き書である。清代における同類の書である『奏摺款式』と併せ、合刻の形を取っている。その元となった手鈔本現物は、残念ながら日本にはないため、容易に見ることができない。ただ、石印本冒頭に羅振常氏の手になる序文が付せられており、本書の簡単な書誌学的紹介がなされていて、その概要を知るには頗る便利である。以下、まずは羅氏の序文<sup>15)</sup>を参照したい。聊か長くなるが、適宜言葉を補いながら全文を翻訳

し、『本学指南』とは如何なる書物なのか、これまで判明していることを簡単に振り返っておきたい。

『本学指南』は、明の万暦年間（一五七三〜一六一九）に、手抄により著されたハンディサイズの小型本で、撰述者は不明であるが、明代の奏本・題本などの授受の規定や書式を著していることから、恐らく文書作成の担当者が受け継ぎ伝えた秘本であったと考えられる。本書には「謙牧堂藏書記」（墨、白抜き方印）、「謙牧堂書画記」（朱、方印）、「紹筠」（朱、方印）といった蔵書印が捺されていて、長白の撰叙<sup>16)</sup>愷功の蔵書であったことが知られる。巻頭に『書法指南 下』と題してあるため、別個に上巻が存在するが如きにも見えるのだが、内容的に見る限り本書は首尾完結していて欠があるようには思われない。その題籤を見ると『鈔本 古今書法 下』としてあり、「本学指南」の四字が傍注されているところから、上巻にはまた別の本が収録してあって、下巻に載せる『本学指南』と合して一書と為し、『古今書法』としたことがわかる。『本学指南』の後にはまた字を論じ書法を学ぶための各種の文章、例えば「分毫字辨」、「一字数音」、「字異義同」、「字体辨俗」、「全形総類—人体頭足等字—」、「八体書法」、「切字法」等があるが、無論これらは『本学指南』の附録として、章奏の誤字筆写

を防ぐ用を為すものとして収録されたものに過ぎない。字画を辨じ書法を論ずる書物は世に極めて多く、今ここでことさらに重畳を取る必要も無からうから、それらは全て削除して前半の『本学指南』のみを石印に付することにした。また、別に清の道光年間（一八二一〜五〇）の写本『奏摺款式』を後に附して比較の用に供する。章奏の文は今日すでに見ることができないとはいえ、昔時の名臣奏議の類は甚だ多いのだから、この両書の内容は奏議類の披読の助けとなることも多いであろう。おもうに、これら公文書の授受の規定や書式は、これまで研究・記述されることが無かったが、もとより輿服・儀衛などと共に一時代の制度をかたちづくっていたものであって、考察しないではよいはずはない。石印に付して之れを世に伝えたいならば、あるいはまた歴史研究者のとる所ともなるのではなからうか。

羅氏は以上の如く、本書を広く世に紹介する意義を説く。「字画を辨じ書法を論ずる書物（字を論じ書法を学ぶための各種の文章）」を付録していた点から見ても、羅氏の指摘するとおり、本書はまさしく「繕摺者」たちが役所で受け継ぎ、公文書関連事務に備えた実用書とみて良からう。重畳を避けるため、として石印時にそれらを省いてしまっていることは極めて残念である。なんとすれば、『古今書法』（或いは『書法指南』）の全体構成を知ることにより、公

文書の現場における運用実態についてかなり具体的に理解することができると考えられ、本論にとり有用な部分と考えられるからである。しかし、出版された部分だけであろうと、明末行政文書の運用形態を窺う貴重な材料を提供していることに変わりはない。

### 三 「本学指南」の内容構成

それでは、本書が如何なる全体構成をとっているか見てみよう。形式的に見ると四部に大別することが可能である。すなわち、(a)「章奏規模」、(b)「奏題雜例―俱係按院応行事体」、(c)「本科体式」、(d)「封筒式・封式」と各々タイトルされている四部である。(a)と(b)は上奏文に関わる諸規定・諸注意を簡条書きの文章によって列挙してゆく部分で、(c)は計三五項目、(d)は計四四項目からなる。(e)は各公文書の様式を示すもので計一五例、(f)は封筒の表書き・裏書きなどを図示しており、計一二図ある。次に本文冒頭(e)「章奏規模」以下、順次その内容構成を確認する。

(a)〜(c) 奏本・題本と御覽掲帖、すなわち上奏文のサイズや用紙一枚当たりの行数、一行の字数、字の大きさや、紙と紙との接続の仕方など、形式上の規定が記される。

(d)〜(f) 啓本について、右と同様の規定が述べられる。

(a)〜(d) 奏本・題本の書き方に関する規定。官銜、姓名、年月

日の書法、歴史監生の記名の仕方をはじめ、画字の方法(a-9)、聖旨引用時の擡頭(a-10)、上奏文最初の葉の文書種別の記し方(a-11)、文書末尾の書法(a-12、13)、大数と小数の区分(a-14)等が含まれる。

(a-15～16) 清書時における点検のポイントが示される。特に(a-15)にて音韻上の差訛、小数、犯諱、擡頭等についての確認を経て清書に移るべく全体の手順が説明されており、字体(a-16)・廟諱(a-17)に関して若干補足を加えた後、(a-18)にて清書後の左の如き確認作業を記述する。題・奏本と添附の呈文・掲帖との照らし合わせ、用紙の規定サイズへの切り揃え、姓名・官銜・月日・画字の確認と音読による誤字訂正。

(a-19～23) 封筒作成から封入する方法、発本に至るまでを説明する。(a-20、21)は封筒への印の捺し方が述べられ、(a-22)には文書を封入する前の確認項目がある。例えば、文書冒頭の前面の印から順番に、空字の有無・差人の姓名・計字・紙張・年月日・印判・画字・署名・縫印・夾板・印花を点検した上、汚損なきまき注意深く封筒に入れ、封入した文書の総件数を封筒上に記すべき事を述べる。(a-23)では「実封」と呼ばれる紙片や、包み紙などに説明を加える。

(a-24～31) 題本・奏本以外の公文書、封入・発本の過程を述べる。

呈文・掲帖の包封時の確認項目(a-24)、勅書返納時の包封(a-25)、封筒の糊付け(a-26)や「実封」について(a-26)、また掲帖に関わる書式や縫印・署名の仕方(a-28)～(a-31)もこのことでまとめ解説している。注意すべきは、(a-27)～(a-31)で巡按御史、巡撫都御史、各衙門(府・州・県)の書式等の違いを述べている点である。

(a-32～34) ここでは硃の調合方法と捺る時の注意事項、印の洗い方から包本用の袱・縄・夾板・油紙等についてまで、繕摺に必要な細々とした事について記す。

(a-35) 賀表と賀本について述べる。

次に(b)「奏題雜例―俱係按院応行事体―」である。初めの五項目は、相互の関連性が稀薄で、グループとしてまとめにくい。

(b-1) 奏本と題本の使用区分。刑名・錢穀など一般的な政務は題本、皇帝への謝恩・慶賀には奏本を用いると規定する。

(b-2) 即位や、中宮・東宮冊立の際の慶賀に用いる奏本(賀本)・表(賀表)の沿革を説明する。

(b-3) 進香本についての規定。

(b-4) 巡撫と巡按の会題案件の処置方法について。案件の内容により巡撫・巡按の何れが稿を起すべきかを記す。

(b-5) 倭寇の警息の報告についての記述。報告義務は巡撫にあり、

巡按は必ずしも与らなくてよい、とする。

(b-6~9) 給由官員の保留(留)に関する諸規定。府州県止官の場合は撫・

按の公正な評語を中央に送って考覈し、赴京を免ずるが、佐官は原則的に許されないとする。

(b-10~11) 朝覲年にあたっている正官の保留に関する諸規定。原則的に望ましくないとする。

(b-12~13) 官僚の到任の違限について。文官は参奏し、武官は題参するとする。

(b-14~16) 軍官の犯罪に際しての呈・題・奏の使い分けを記す。

(b-17~24) こゝも、内容的に独立性の強い諸項目が並ぶ。運糧官の規則違反(b-17)、軍政の考察(b-18)、総兵・参将・遊撃・把総の昇叙・到任について(b-19)、地方の盗息・民安の題知(b-20)、審決時の公文書(b-21)、給由官関連(b-22~23)、倭寇の生け捕り時の処置(b-24)、と続く。記述順など、やはり未整序の印象を拭えない。

(b-25~35) 様々な事例の人犯の処置について記す。(b-34)では「侵欺人犯」について、隆慶六年の詔書の例が引かれている。

(b-36~37) 丁憂に遇った際の処置を説く。

(b-38) 臧罰の報告について。

(b-39) 謝恩・奉慰・称賀・進香本の書法についての補足。

(b-40) 審決本の署名連記の方法について。

(b-41) 勘合について。

(b-42~43) 大官が病故した際の報告義務を述べる。

(b-44) 御名・廟諱を犯した場合の罰則。

このように、(a)部分末尾もやはり、内容的にまとまりのない諸項目が列挙されている。

(c)「本科体式」では書式を示す。以下タイトルのみを列挙する。  
 (c-1)「奏本規範」、(c-2)「題本規範」、(c-3)「御覽掲帖規範」、  
 (c-4)「王府啓本規範」、(c-5)「奏啓冊規範」、(c-6)「青冊規範」、  
 (c-7)「呈文規範」、(c-8)「繳冊呈文尾」、(c-9)「掲帖規範」、  
 (c-10)「手本規範」、(c-11)「咨文規範」、(c-12)「牒文規範」、  
 (c-13)「批文規範」、(c-14)「本批規範」、(c-15)「奏目規範」  
 最後に、(d)「封筒式・封式」の部分では、「題・奏本」、「掲帖」、「咨・牒・手本」、「王府啓本」、「申・呈文」のそれぞれの封筒の正面式と後面式、「撫按官」と「各衙門」の実封式を図示する。  
 以上に確認した本書の内容・構成をふまえて、特徴点を幾つか指摘したい。

まず、(a)(b)両部分の成り立ちの違いについてである。両部分とも、公文書の規定や諸注意を、簡条書きの文章で説明する。うち、(a)は上奏文の種別・様式(a-1~)から説き起こして殊の擦り方・



印判の洗浄方法(a-33<sup>2</sup>、34)等で締めくくっており、それ自体で首尾完結している。また中間も公文書の種別ごとに、作成の手順にはほぼ従って、順序だてて項目をまとめているように見える。しかし、

(c)では項目の並びに傾向が見られず、種々の内容を無秩序に書き連ねた印象を受ける。加えて、隆慶六年の詔書の提示(b-36<sup>2</sup>)、丁丑年朝覲の嘉興府知府李豫を保留した事例の提示(b-11<sup>2</sup>)、或いは最近の方法を過去と対比的に述べる例(b-2<sup>2</sup>、20)や「新例」の引用(b-22<sup>2</sup>、4)など、(c)部分にはその時々に行われている方法や例を書き留めようとしたことを伺わせる記述が随所に見られる。対して、(a)では、類例は僅かに「…近ごろ本を行するは、亦た用いず、云々」(a-35<sup>2</sup>)とあるのが見られるにとどまるのである。(b)のタイトルが「章奏規模」、(c)は「奏題雜例」であることから見ても、(a)が最初にまとめられてその後あまり手を加えられず、(b)で必要な項目を随時付け足していったものかと推される。

次いで、本書を利用した衙門であるが、各項目の内容からみて、巡撫都御史、巡按御史及び府・州・県衙門であったことは疑いない。一方で、布政・按察使に関わる記述が見られないのも特徴的である。記述の仕方を検討すると、巡撫と巡按両者を対比して述べる箇所が多々(a-30<sup>2</sup>、b-2<sup>2</sup>、4、5、6、7、19、20)、特に巡按を主体に記述されている項目(b-18、19、20、40)がある点が注目される。例えば、

軍政の考察では、巡撫からの会稿が至るのを候って同に奏すればよく、自ら考註を行う必要はない。互いに異同があるのは体裁が悪いので、今は稿中の二、三員を更めることも許される。(b-18)<sup>2b</sup>

と記す項目では、主語の「巡按」が省略されていることが明白である。(b)のタイトルにも「俱に按院応に行うべきの事体に係る」と注記されている。随時書き足された部分かもしれないとした先の推測が正しければ、巡按御史の衙門で使用された痕跡と言えよう。

また、使用者に関して、正式の発信者たる正官の参閲用だったとは考えにくい。極めて実務的な内容が含まれているからである。発出前の文書チェックの細かい手順、糊付け方法(b-26<sup>2</sup>)、洗印や調殊方法(a-32<sup>2</sup>、33)などは、正官の職務には関係あるまい。また、幕友についてしばしば指摘される、胥吏に対する警戒が何処にも感じられないため、幕友秘本と断ずるのも難しい。実際に公文書の草案を作成し、清書・蓋印を行うなど、実務を担当する胥吏のためのハンドブックと考えるのが無難であろうが、やはり判断材料が乏しいため、憶測の域を出ない。何れにせよ、繕摺者が参照して用いた実用書には違はなく、公文書事務という一分野の専門知識がいかに集積・継承されたかを示す、興味深い書であるといえる。

最後に、『会典』には記載されない掲帖についても言及しておく

たい。掲帖とは、上行文の一種と考えられ(28)、撫按官からは中央の内閣・六部・都察院・科道官らに出されたものようである(a-28)。書式や書写時の点検については、(a-3' 10' 18' 19' 24' 28-31)にて解説され、また文書様式は(c-3, 6)に、封筒の表裏の様式も(d)に収められるが、どのような場合にこの文書が使用されるかの明文規定はない。ただ、

清書し終えた上奏文は呈文・掲帖と突き合わせて点検し、双方に相違無き事を確認してから紙を切り揃え、様式に合わせる。

(a-18)<sup>(28)</sup>

とあることから、上奏文の正本の写し(或いは要約)であった可能性を指摘できよう。御覽掲帖が上奏文正本に添附する副本的な存在で、内閣等に送られる上行文が単に掲帖と称されたのかも知れない。また、実際に明代の掲帖の中には現存しているものもあり、それを見ると(c-6, 6)に見える様式の通りであることが確認できる<sup>(29)</sup>。この他、明末には内閣のみが皇帝に「密掲」を出す事ができたとされるが、これも掲帖の一種であろう。更にまた、紙片に書き付けたメモ様の文書なども、含まれる場合があった。例えば、隆慶朝の首輔であった高拱は、帝に対し、

今後は司礼監に命じて、毎日、各々の衙門が(常朝にて)上奏すべき事件を……一枚の「小掲帖」に書き付けさせ、「この件

は答えるべきではない」、「この件は答えるべきである」、「この件は某衙門が知れおけ」、及び「よろしい」、「わかった」といった類のことを明記しておかれ、陛下が御門にいらっしゃる時に袖の中にお収めになって各官が事を奏するのをお待ちになり、(官僚が上奏してきた時点で)取り出して一覽し、該当の案件を参照されて親らお答えになられ、時に臨んで御裁決なさる。……かようになさっては如何でしょうか<sup>(30)</sup>。

と建言しており、皇帝に手渡すメモ書きもまた「掲帖」の語義に含まれると考えるべきであろう。掲帖とはいかなる公文書か、これまで意識されることも少なかったように思うが、以上に記した如く、『本学指南』の記述からいくつかの知見を得る事ができたと思う。

### 結びにかえて

明代においては、『本学指南』と同類の、ハンドブック的役割を果たしたと思われる公文書雛形書は、存外見あたらない。清代にはあまた確認できるのと好対照を為す。そうした中において、ハンドブックと言えるかどうかは措くとしても、例えば嘉靖四二年(一五六三)の重刊に係る雷夢麟撰『読律瑣言』附録に「題奏之式」(以下、「題奏之式」と表記した場合は、これを指す)とタイトルが付けられた箇所がある。参考までに、その構成を比較し、『本学指南』

との性格の異同を見てみよう。

「題奏之式」は、冒頭から順に、左記の八項目から構成される。

- ① 「凡写題本規矩」(題本を書く際の決まり)
  - ② 「凡写奏本規矩」(奏本を書く際の決まり)
  - ③ 「接紙」(紙を糊で接着する)
  - ④ 「御覽掲帖式」(題奏本要旨の様式)
  - ⑤ 「第一臺頭」(二字擡頭する語句)
  - ⑥ 「第二臺頭」(一字擡頭する語句)
  - ⑦ 「写本用小字様」(上奏文中で小数を用うべき語句)
  - ⑧ 「合用点看事件」(発本前の点検項目)
- 「本学指南」が「分毫字辨」、「一字数音」、「字異義同」等々を附録して『古今書法』ないし『書法指南』という一書を成していた事実に鑑みるならば、「題奏之式」と『古今書法』とは、

「公文書の様式・規則」

+

「公文書作成に資すべき補助的記述」

という構成をとる点で、似通った性格を有するかの如くである。ただ、その記述内容にまで目を及ぼせば、そう簡単に断言できない。

例えば、「題奏之式」の①及び②では、図を交えて題奏本の文体・形式上の決まり事を例示しているが、繕摺時に参照して役立ちそうな注意書きの文章は殆ど無い。その他の部分にも文章による説明・注意は皆無に等しい。僅かに、③、④、及び⑧の末尾に、最終点検を終えた清書済み上奏文の包み方に関して、二行ばかりの短い注意書きがあるばかりである。簡条書き式に、詳細な注意書きを妻々列挙する『本学指南』とは、この点で大きく異なる。

論者は、公文書作成時に参照するハンドブックについて、『本学指南』に見られるような説明・注意の文章が、かなり重要な意味を持つと考えている。なぜなら、公文書作成で本当に難しいのは、雛形として例示し得る規定様式や、『会典』などに明文規定されている事柄よりも、寧ろ多種多様に存在する慣例や例外などだったと思われるからである。『本学指南』に次のような記載もある。

巡撫御史と巡按御史は会題(連名の題本で上奏)すべき事件につき、原稿を照らし合わせて異同がないようにせねばならない。刑名や文職官の議処に関わる案件は巡按が起稿の上会題するが、錢糧、兵馬、及び将官の更調等の場合は、巡撫が稿を起こすのも可とする。会稿して意を立て議を持する際、巡按から始めるのであれば、まずは独自に草稿を作成し、発本の段階で初めて巡撫に会って了解を得る、というのでも構わない。これは前述

した、刑名・錢糧の例にて遵守すべき規定の限りではない。

(D-4)<sup>(2)</sup>

撫按会題の際、どの案件ではどちらが題稿を起草し、如何に突き合わせをし、どういう例外があるか、『会典』には一言もない。各官衙の取り扱う職務範囲内において、かかる慣例・例外規定は多種多様に存在したであろうから、熟練した胥吏ならいざ知らず、正官・佐官や幕友、或いは未熟練の胥吏などにあつては、注意事項のリストの必要度は高かつたのではないだろうか。ただ、「題奏之式」にあつても、⑤⑥⑧では擡頭語句や小数表記に該当する具体例を網羅的に列挙しており、それらの部分については、同様の記述を欠く『本学指南』よりも有用性が高く思われる。「題奏之式」も、或いは「古今書法」に類する、問刑衙門用のハンドブック（或いはその一部）であつたのかもしれない。

明末から清にかけ、実用的書物の量的増加傾向が夙に指摘されているが、公文書雛形書もその例外ではなかつた。即ち、清代には、『本学指南』と合刻された『奏摺款式』の他、『繕摺款式』、『奏摺譜』、『摺奏章程』、『奏摺体例輯要』等が存在する。本稿では『本学指南』に焦点を当て、その構成と内容の分析を試みてきたが、そこで明かされたのは遺憾ながらも明末万曆期の一時点における実態に過ぎない。いずれ、右に挙げた清代の諸書にも分析を及ぼし、

比較検討を行つてゆきたいと思う。

#### 註

(1) 「隆慶時代の内閣政治―高拱の考課政策を中心に―」（『明末清初の社会と文化』、京都大学人文科学研究所、一九九六年三月、二七―五九頁所収）。

(2) 闕名撰『皇明制書』所収。公文書制度に関連する記述は、「奏啓本格式」（上奏文及びそれに準ずるものの様式）、「行移体式」（各種の一般公文書が何れの官庁間で用いられるかを列挙）、及び「署押体式」（一般公文書の様式）の諸項目に見える。

(3) 拙稿「明代題奏本制度の成立とその変容」（『東洋史研究』第五一卷第二号、一九九二年九月、一―二九頁）参照。

(4) 周知の如く、現在我々が見ることのできる明代の会典は、弘治朝に編纂された会典（未刊行）を元に李東陽等によって撰せられた『正徳会典』一八〇卷（一五一〇年刊）と申時行等の撰にかかる『万曆会典』二二八卷（一五八七年刊）の両書がある。嘉靖朝にも編纂されているが、未刊行。小論では、万曆一三年（一五八五）までの事例を収めるとされる『万曆会典』であれ

ば、『本学指南』と殆ど同時期の制度を知ることができると考え、それによった。以下、『会典』とのみ記す場合は『万曆会典』を指すものとする。

(5) 本論では、上奏文以外の公文書を「一般公文書」と表記した。  
(6) 註(3)所掲、拙稿参照。

(7) 『本学指南』(a-6)、(c3)。なお、本書の記述項目につき以下に使用する a(b)(c) や (c3) 等の符号に関しては、註(16)参照。

(8) 羅輝映「明代文書制度初探」(『四川大学学报叢刊』第三〇輯〈檔案学論叢〉、一九八六年、四五―五九頁)参照。

(9) 発出衙門、受領衙門の兩者間に統轄関係が有るか無いかは、基本的に使用区分に関係しないと思われる。単純に発出衙門が自らより上級の衙門に出すなら上行文書、下級の衙門に出すなら下行文書、同級衙門なら平行文書、ということである。

(10) 註(8)所掲、羅氏論文参照。『会典』記事をもとにした、一般公文書別の発出衙門・受領衙門の対応関係が表にまとめてある。

(11) 清代の事例に関してであるが、最近の研究では、例えば呉愛明・夏宏図「清代幕友制度与文書檔案工作」(『歴史檔案』一九九三年第四期、七九―八六頁)などでも同様に指摘する。幕友についてはほかに中島樂章「明末清初の紹興の幕友」(『山

根幸夫教授退休記念明代史論叢 下』汲古書院、一九九〇年三月、一〇六一―八〇頁)、宮崎市定「清代の胥吏と幕友―特に雍正朝を中心として」(『宮崎市定全集』一四、岩波書店、一九九一年再録)などを参照。

(12) 同書は、国内では京都大学文学部図書館、京都大学人文科学研究所、東京大学東洋文化研究所などで見ることができが、他に収蔵機関はさほど多くないようである。小稿執筆に当たっては、京都大学文学部図書館所蔵の石印本を参照した。

(13) 原文は以下の通り。「『本学指南』、明万曆鈔袖珍本。不著撰述人。乃明代奏本・題本等之程式、蓋繕摺者通伝之秘本也。有「謙牧堂藏書記」(白文方印)、「謙牧堂書画記」(朱文方印)、「紹篤」(朱文方印)諸印、知為長白揆叙愷功藏書。卷端題「書法指南下」、似仍有上卷、但其書首尾完具、不類有缺。其題籤則作「鈔本古今書法下」、旁注「本学指南」四字、知上卷別是一種、合兩種總名「古今書法」耳。「指南」之後、尚有論字学書法各種、如「分毫字辨」、「一字数音」、「字異義同」、「字体辨俗」、「全形総類―人体頭足等字―」、「八体書法」、「切字法」等。当是「指南」附録、乃防章奏誤写者。鈔者所取在此「指南」、不過牽連録之耳。辨字画論書法之書極多、無取重疊、故削之而僅以前半付印。別有道光寫本「奏摺款式」、亦

- 附於後、以為比較。章奏之文、今日已不可見、然古名臣奏議甚多、可資披讀。惟此等程式、向無記述、固與輿服・儀衛等同為一代之規制、不可無考、印而伝之、儻亦治史學者所不廢歟。羅振常記。」なお、括弧内は割註。
- (14) 長白は、ここでは遼寧・吉林東部と中朝国境地域の山地の総称と考えられる。
- (15) 謙牧堂は、清の宗室、揆叙の号。
- (16) 本論中である項目について引用または言及する場合、アルファベットによる整理番号を用いた。例えば、(a)の第二〇番目の項目を引いた場合は(a20)と附記した。
- (17) ここに言う「画字」とは、文書末や紙の繋ぎ目の裏側に署する花押・書判の類のこと。
- (18) 大数とは「壹」、「貳」、「參」、「拾」の類、小数とは「一」、「二」、「三」、「十」の類。自署など人名には原則として小数を用い、重犯の姓名や錢穀の数量など誤記した場合の影響が大きいもののみ大数を用いよ、とある。
- (19) 給由を受ける際には、本来当事者自らが京師に赴き、吏部にて考覈を経るべきところであるが、保留とは、任地にそのまま留まることを指すと考えられる。
- (20) この丁丑年とは万暦五年(一五七七)のことか。
- (21) 原文は次の通り。「旧制、五品以上衙門、具表称賀。撫按等官、具本慶賀。近行本亦不用。蓋為奉差京官、自有正堂称賀故也。」
- (22) 項目全文は以下の通り。「一、考軍政、止候撫院会稿至而同奏、不必自行考註。互相異同不雅、今稿中稍更二三員尚可。」
- (23) 引用部分の原文は以下の通り。「写完本章、同呈文・掲帖一併磨对、兩徧無差、方行截眉・黏扣、再对一徧、則裁両頭、必須依式、不可長短分毫。」
- (24) 国立中央研究院歴史語言研究所の『明清史料』(北京、一九三〇—五四年原刊。維新書局、台北、一九七二年復刊)にも多々取められる。例えば、甲編・第一本第一葉の檔案「兩広総督王尊徳掲帖」も「欽差総督兩広軍務……兼都察院右僉都御史王、為……事。崇禎二年正月初二日、……。為此除具題外、合行開具、須至掲帖者。崇禎二年正月日」という書式を遵守している。
- (25) 沈徳符撰『万暦野獲編』巻七「内閣」、内閣密掲の項に、「惟内閣独得進密掲。蓋心膂近臣、非百司得比。」という。また孫承澤撰『春明夢餘録』巻三三「内閣一」、文淵典故の項に、「凡内閣題本、用小掲帖、楷書、斜摺。其本僉官銜、則発科抄行。止称臣某、則不送科発抄。」とあり、題本の一つだが、発信者が署名時に官職名を省いた場合は六科で抄写されない、内

閣専用のものであったらしい。他に『万曆野獲編』巻九「内閣」、王文肅密揭之発の項、李清撰『三垣筆記』附識、中巻、崇禎なども参照。

- (26) 『高文襄公文集』巻三、「綸扉外稿」所収、「特陳緊切事、以仰禱新政疏」。隆慶六年（一五七二）六月初十日に具題し、十三日（丁卯）に聖旨を賜った疏文。即位直後の、若き万曆帝に対する上奏である。引用部分の原文は以下の通り。「…台無今後令司礼監、毎日將該衙門応募事件、開一小揭帖、明写「某件不該答」、「某件該答」、「某件該某衙門知道」、及「是」、「知道了」之類、皇上御門時收入袖中、待各官奏事、取出一覽、照件親答、至臨時裁決。…」この本文は他に『皇明經世文編』巻三〇一に再録、また『春明夢餘録』巻三三「内閣」にも引用されており、高拱が政界から退く直接のきっかけとなった文として知られる。掲帖については、他に、戚繼光撰『練兵実紀』雑集三に、「凡有大事、申報上司、于文書之外、仍附以掲帖、備言其事之始末情節・利害緣由」（凡そ大事が有るときには上司に申報し、文書の正本以外に掲帖を添附し、備さにその事の始末・情節や利害・緣由などを言う）という。これなどは補足メモと考えるとよからう。

- (27) ここでは台湾学生書局の中国史学叢書三編・第二輯に収めら

れる、台湾国立中央図書館蔵本の影印本（下冊、一一四九〜七二頁）を参照した。

- (28) 本論第二節、「本学指南」序文紹介箇所参照。

- (29) 引用文の原文は以下の通り。「一、凡撫按衙門会題事件、俱照会写去、不得有所異同。若有事関勘問刑名及議処文職之類、当由按院創稿会題。如事関錢糧・兵馬及更調將官之類、則聽撫院創稿可也。其有事忠会稿而立意持議、由按院始、則当徑自製稿、伺將発本時、方会撫院、亦自不妨。此不在前項刑名錢糧之例可拘也。」

付記 本稿は、平成八年度文部省科学研究費補助金（奨励研究

- (A)、「明清時代の文書制度運用に関する研究」（課題番号第08710243号）の助成による研究成果の一部である。

（さくらい）としろう・アジア史助手）